

# 小松市地区体育施設の利用の手引き

## 1. 使用できる団体（※すべてを満たす団体を優先。ただし、(3)・(4)については必須。）

- (1) 5人以上の団体
  - (2) 半数以上が小松市内に在住、在勤又は在学する者で構成される団体
  - (3) 高校生以下で構成される場合は、成人の責任者がいる団体
  - (4) スポーツ安全保険等の保険に加入している団体
- ※公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する団体は、使用を認めません。

## 2. 共用時間

- (1) 屋内：8：00～22：00
  - (2) 屋外：5：00～22：00 ※鶴ヶ島グラウンドゴルフ場にあつては日没まで
- ※12月29日～翌年1月3日は休業日です。

## 3. 申請期間

中学校部活動の地域展開に伴い、地域展開の団体の使用を優先とします。

- (1) 中学校部活動地域展開の団体：3か月前から1年度単位で受付します。
- (2) 一般の使用団体：1か月前から3か月単位で受付します。（四半期）
  - ※申請期間も最大3か月です。他に利用希望団体がない場合は、3か月ごとに最大1年間自動延長されます。
  - ※他の使用希望団体と調整が必要になった場合は、再度申請書の提出が必要です。
  - ※申請受付後であっても、地域展開の団体からの使用希望がある場合は、そちらを優先させていただきます。
  - ※原則として、夜間における年間の使用は、100時間を超えないものとします。
- (3) 構成員の半数未満が市民の団体と5人未満での利用者については、定期利用はできません。不定期の利用として受付します。

## 4. 使用手続きの流れ

- (1) 管理指導員に空き状況を確認
  - ※管理指導員の連絡先は小松市まちづくり市民財団（0761-23-5961）まで、お問い合わせください。
- (2) 「地区体育施設使用登録及び使用申請書兼減免申請書」を記入し管理指導員に提出
  - ※様式は市HPからダウンロード可能です。
- (3) 管理指導員が日程調整等を行い、申請団体に許可、体育館開錠の暗証番号を交付
- (4) 施設を使用（使用日誌を記入）
- (5) 電気代相当額を納入（市から送付される納付書で使用した電気代相当分を納入。  
半年分の実績により11月・5月に納付書を発送）

## 5. 電気代相当額について

受益者負担の観点から、照明使用の場合、電気代相当分を使用者に負担していただきます。

(1) 屋内：100 円/時

(2) 屋外：150 円/時

※使用団体によっては、減免対象となる場合もありますので、その場合は、管理指導員にて判断させていただきます。

※期限までに納入いただけない場合は、今後の使用をお断りさせていただく可能性もございますので、ご注意ください。

## 6. 使用上の注意

(1) 許可を受けた目的以外での使用はしないでください。

(2) 屋内体育施設を利用する際は、屋内専用シューズ・器具等を使用してください。

スパイク等の屋外シューズ、屋外で使用した器具（ソフトテニスボール等）も屋内では決して使用しないでください。

(3) 体育館の壁に強くボールを当てないように注意して活動してください。

(4) 体育館の床表面の保護層が剥がれることやテープの跡が残ることを防ぐため、原則として床面にテープを貼ることを禁止します。ただし、やむを得ずテープを貼る必要がある場合は、事前に市民財団もしくは管理指導員に相談してください。

(5) 運動場のフェンス等をボールが越えるような使い方はしないでください。

(6) 敷地内で飲酒・喫煙は厳禁です。

(7) 使用時間を守ってください（準備及び片付けも使用時間に含む）。

(8) 使用後は施設の後片付け・清掃・消灯・施錠等を行うとともに、ごみは持ち帰ってください。

(9) 路上駐車、違法駐車は厳に慎むとともに、騒音等で近隣住民に迷惑をかけないように配慮してください。

(10) 施設に傷がついた場合及び設備の故障等を発見した場合は、速やかに市民財団もしくは管理指導員に報告してください。

適切な施設利用にご協力いただけない場合は、一時的な利用停止、

団体登録の抹消などの措置を取ることがあります。

◆問合せ先◆	
小松市スポーツ育成課 電話：0761-24-8139	小松市まちづくり市民財団 電話：0761-23-5961